

クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業に関する  
業務委託契約特別約款（大学・国立研究開発法人等用）

2020年1月29日制定

（甲の解除権）

第1条 原約款第36条第1項に次の1号を追加する。

六 乙が、甲が公募時等に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

（裁判管轄）

第2条 原約款第46条に次のただし書を追加する。

ただし、法令に専属管轄の定めがある場合はこの限りでない。

（翻訳文との関係）

第3条 原約款及び本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

附 則

この特別約款は、2020年1月29日から施行する。